

# 裁判員裁判の対象事件に関する一考察

～ 複雑困難事件、少年逆送事件、性犯罪事件の議論を中心に ～

法務委員会調査室 うちだ あやこ  
内田 亜也子

## 1. はじめに

裁判員制度は、本年（平成 21 年）5 月 21 日に施行され、8 月 3 日から各地で裁判員裁判が始まっている。この制度は、司法制度改革の要の一つであり、国民が刑事裁判に参加してその健全な社会常識を反映させることで、裁判をより身近で分かりやすいものとし、司法の国民的基盤を強固にするという目的から、平成 16 年に導入が決定された。しかし、制度実施が近づくとつれ、参加が義務付けられる国民や、被告人・被害者双方の関係者からの負担感、不安の声が強まり、国会においても様々な議論がなされたところである。

その中でも、内容が複雑でかつ被告人が否認するなどして判断が難しいため、長期審理が予想される事件（以下「複雑困難事件」という。）、平成 12 年の少年法改正で導入された 16 歳以上の重大犯罪少年の原則検察官送致（逆送）制度等により、少年法の保護処分の対象年齢でありながら裁判員制度の対象となる「少年逆送事件」<sup>1</sup>、事件の特殊性から、刑事手続において被害者の精神的負担やプライバシーへの配慮が特に必要とされる「性犯罪事件」については、裁判員制度下で審理する際の課題が多く指摘され、一部では裁判員制度の対象事件から外すべきとの意見も出ている<sup>2</sup>。

国民の司法参加制度を持つ諸外国においても、対象事件の範囲や除外については試行錯誤が見られており、制度の円滑な運用のために、範囲の縮小や対象事件からの柔軟な除外を図っているところもある。

そこで、本稿では、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）附則 9 条に規定される法施行 3 年後の見直しを見据え、裁判員制度の対象事件がそもそもどのような議論を経て決定されたのかを確認した上で、対象事件から除外すべきとの意見もある上記 3 つの事件の問題点を整理し、諸外国の制度にその解決策へつながるヒントがないか、考察してみたい。

- 
- 1 家庭裁判所は、死刑、懲役、禁錮に当たる事件について刑事処分相当と認めるとき、犯行時 16 歳以上で故意に被害者を死亡させた少年には原則として（家裁の調査の結果、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除く）、検察官送致決定（逆送）をする（少年法 20 条 1 項、2 項）。検察官が起訴相当と判断すれば成人と同様公開法廷で裁判が行われ、殺人や強盗致死、傷害致死等の事件であれば裁判員裁判の対象となる。
- 2 複雑困難事件につき池田修『解説裁判員法（第 2 版）』（弘文堂 平 21.5）15 頁、『読売新聞』（平 21.5.22）、『日本経済新聞』（平 21.8.7）等、少年逆送事件につき『毎日新聞』（平 20.10.5）、『朝日新聞』（平 21.2.5）等、性犯罪事件につき『東京新聞』（平 21.6.30、9.6）、『読売新聞』（平 21.6.9、9.10）等

## 2. 裁判員が取り扱う事件等の概要及び検討経緯

### (1) 対象事件(裁判員法2条1項)

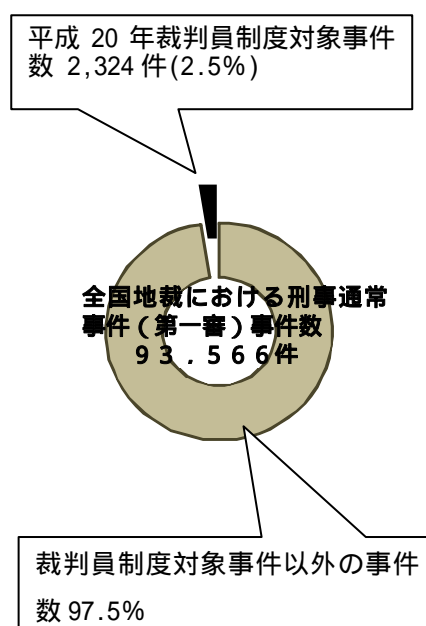
裁判員制度の対象事件は(ア)死刑か無期の懲役、禁錮に当たる重罪、(イ)法定合議事件(裁判所法26条2項2号により裁判官の合議体で取り扱う旨定められている事件)のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、のいずれかに該当する事件である。

最高裁の統計によると、平成20年の(ア)及び(イ)に当たる事件は約2,300件で、全国地裁における刑事通常第一審事件数の約2.5%に当たる。

図表1 罪名別に見た裁判員制度対象事件数  
(平成16年~20年)

罪名	年次	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
総数		3,800	3,633	3,111	2,645	2,324
強盗致傷		1,146	1,111	939	695	590
殺人		761	690	642	557	543
現住建造物等放火		357	322	331	287	234
強姦致死傷		316	274	240	218	189
傷害致死		229	205	181	171	173
強制わいせつ致死傷		167	132	161	168	136
強盗強姦		197	165	153	129	125
覚せい剤取締法違反		145	118	125	94	106
強盗致死(強盗殺人)		136	123	72	66	86
偽造通貨行使		151	244	40	62	36
通貨偽造		53	76	30	17	23
集団強姦致死傷			14	16	23	18
危険運転致死		38	43	56	51	17
麻薬特例法(略称)違反		20	19	14	13	10
保護責任者遺棄致死		8	8	14	10	8
爆発物取締罰則違反		6	3	1	4	8
銃砲刀剣類所持等取締法違反		23	37	40	29	6
その他		47	49	56	51	16

図表2 対象事件数と割合  
(平成20年)



注1. 特別法犯については、裁判員制度対象事件に限定した件数である。

注2. この事件数は、地方裁判所で受理した事件の概数であり、後日変更されることがあり得る。同一被告人につき複数の起訴があった場合、起訴ごとにそれぞれ1件として計上している。

(出所) 図表1、2ともに最高裁判所「裁判員制度ナビゲーション」(2009年6月)のデータ集を基に作成

### (2) 対象事件からの除外(裁判員法3条)

対象事件であっても、裁判員やその親族等に対する危害が加えられるおそれがある場合には、裁判員が強く畏怖して職務を行うことができない場合が想定され、また職務を行えるとしても、そのような状況にある裁判員に公平で的確な判断を求めるのは、裁判員に過

大な負担を負わせることになり妥当でないため<sup>3</sup>、そのような事件は、例外的に裁判官のみの合議体で審理できることとしている。

具体的な要件は、(ア)被告人、被告人の属する団体の他の構成員等の言動や、現に裁判員候補者、裁判員に対し加害やその告知が行われた等の事情により、(イ)裁判員候補者、裁判員、裁判員であった者、彼らの親族等の生命、身体、財産に危害が加えられるおそれや、彼らの生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、(ウ)そのために裁判員候補者や裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にある、又は、裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難である、と地方裁判所が認めることである。

(ア)については、例えば「服役後復讐してやる」等、被告人が裁判員等に危害を加える旨の言動をしたり、被告人を首領として殺人等を繰り返している組織の他の構成員が、「被告人を有罪にしたら報復する」旨予告しているような場合、また、予告はしていなくても、被告人に対する裁判の帰趨がある団体のその他の重大な利害にかかわるため、裁判を有利に進める目的で、裁判員に対する加害行為に及ぶことを企てていると認めるに足りる具体的な活動が認められるような場合等が想定されている<sup>4</sup>。地方裁判所は、上記(ア)~(ウ)の要件が認められる場合には、当事者の請求又は職権により、当該事件を裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない(裁判員法3条1項)。除外するか否かの決定は、当該事件に関与している裁判官以外の裁判官の合議体によって判断される(同条2項)。これは、受訴裁判所を構成する裁判官が、裁判員の関与を忌避して除外決定をしたのではないかとの疑念が生じることを制度上回避するためである<sup>5</sup>。

### (3) 裁判員の判断事項(少年法55条における家裁移送の決定等)(裁判員法6条)

裁判員制度において裁判員が関与するのは、有罪判決(刑事訴訟法333条、334条)、無罪判決(同法336条)、少年法55条における家裁移送の決定(以下「55条移送」という。)<sup>6</sup>に係る事実認定、法令の適用、量刑の判断である。その余の判断(法令の解釈に係る判断、訴訟手続に関する判断等)は、裁判官のみの合議によって決められる(裁判員法6条2項、68条1項)。これらの判断を裁判官のみの合議で決定できることとしたのは、いずれも専門性、技術性が高く、迅速性が求められることもある上、裁判員制度導入の趣旨である一般国民の健全な社会常識を反映させるにふさわしい場面とはいえないなど

---

3・裕教「『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』の解説(1)」『法曹時報』59巻11号(平19.11)77頁

4・・・前掲81頁

5・・・前掲83頁

6 少年法55条は、家庭裁判所が検察官送致決定をし、検察官が公訴を提起した事件について、地方裁判所が、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分が付するのが相当であると認めた場合に、事件を家庭裁判所に移送すると定めている。平成20年版犯罪白書によると、平成13年4月1日以降、原則逆送少年事件(前掲注1)のうち55条移送が適用された少年は、13人(傷害致死10人、強盗致死2人、殺人1人)である。

と考えられたためである<sup>7</sup>。ただし、これらの事項についても、裁判官は、その合議により、裁判員に評議の傍聴を許し、意見を聴くことができる（裁判員法 68 条 3 項）。

なお、55 条移送の決定は少年の刑事事件を家庭裁判所に送付するものであり、訴訟手続に関する判断と位置付けられるが、裁判員が関与する。その理由は、実務上、犯罪事実を認定した上で、当該事件の刑事手続で科されることが見込まれる刑事処分よりも見込まれる保護処分を相当と認める場合に 55 条移送の決定がされているので、犯罪事実の認定の判断は当然として、見込まれる刑事処分と保護処分の具体的な比較検討についても、量刑に準ずるものとして裁判員の関与を認めることに支障はなく、むしろ、この部分のみを切り離して裁判官の判断事項とすることは適当でないと考えられたためである<sup>8</sup>。

#### （４）対象事件等の規定の制定経緯

##### ア 司法制度改革審議会における検討

平成 11 年 7 月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、平成 13 年 6 月に発表した司法制度改革審議会意見書（以下「意見書」という。）において、広く国民が裁判官と協働して裁判内容の決定に関与する「裁判員制度」の導入を提言した。そして、対象事件については、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい「法定刑の重い重大犯罪」とし、その範囲は、法定合議事件、死刑又は無期刑に当たる事件を例に挙げた上で「事件数等をも考慮の上、なお十分な検討が必要」とした。また、被告人の認否による区別は設けないこととし、被告人の裁判員裁判の辞退は認めるべきでないとした。なお、組織犯罪やテロ事件等の特殊な事件については、例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けることも検討の余地があった<sup>9</sup>。

審議経過を見ると、一定の刑事事件に国民の司法参加制度を導入することについては、中間報告（平成 12 年 11 月 20 日）の段階で意見がまとまっていたが、具体的に刑事事件のどの範囲を対象とするかについては意見が分かれていた。求刑が重く被告人が否認している事件は、事実関係が複雑で証人の証言が真正面から食い違うことが少なくないため、国民が参加する事件に適さないのではという意見や<sup>10</sup>、社会的関心が高い事件は報道も過熱して一種ショーウィンドーのような性質を持つおそれがあり、裁判員の負担も非常に大きいという意見<sup>11</sup>など、重大事件を対象とした場合の国民負担を懸念する声も出ていた。その上で、裁判員制度の意義と国民の負担軽減を両立させる観点から、窃盗事件や道交法違反事件等国民の生活に密着した事件の方が国民の良識的な判断を反映しやすいのでは、といった意見や<sup>12</sup>、最初は比較的中間的な事件

---

7 池田・前掲(注 2)32 頁

8 ・・・前掲 93 頁

9 司法制度改革審議会意見書 102、106 頁

10 第 32 回司法制度改革審議会議事録 19 頁

11 第 43 回司法制度改革審議会議事録 20 頁

12 第 32 回司法制度改革審議会議事録 23 頁、第 51 回同審議会議事録 18 頁

から始め、それが定着した辺りで徐々に拡大していくという方が無難という意見もあった<sup>13</sup>。しかし、諸外国ではその歴史的経緯から重大事件を対象とする例が多く、国民の関心が一番高いのもやはり重大事件であるため、制度としてのインパクトや国民の良識を反映する意義からしても、重大犯罪を対象にするべきであるという意見が強く<sup>14</sup>、最終的に「法定刑の重い重大犯罪」を対象事件とすることとなった。

また、日弁連などからは、無罪推定原則を優先すべき否認事件に国民の良識を反映させることを目的としつつ、対応する弁護態勢の準備も踏まえ、刑事重大事件の「否認事件」に限定した国民の司法参加が提案されていた<sup>15</sup>。さらに、被告人の選択権についても、利用者である国民（被告人）がどういう裁判を選ぶかという権利が保障されなければならないという意見や、国民参加の裁判と並んで職業裁判官による裁判も望ましい裁判と考えれば、被告人が隣人による裁判を望まない場合には除外できるようにしてもよいのではという意見も出ていた<sup>16</sup>。

しかし、否認事件に限定することについては、日本の公判手続が、アレイメント（arraignment）<sup>17</sup>のある英米法系の公判と異なり、否認事件と自白事件を明確にしづらいという実質的な状況があり、また、刑事事件における被告人の関心事は圧倒的に刑の量定の問題であるので、むしろ刑の量定にこそ健全な社会常識を反映させるべきといった意見が大勢であった<sup>18</sup>。被告人の選択権に関しても、新たな参加制度は個々の被告人のためというよりは国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するがゆえに導入するものであるという意見が大勢であったため<sup>19</sup>、最終的に上記意見書のとおりまとまった。

なお、対象事件からの除外については、例えば暴力団等による組織犯罪など、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられる場合は、連日公判を開くとしても著しく長期間にわたることが当初から明らかであり、裁判員の負担が重過ぎると認められた場合には、例外的に対象から除外することも考えるべき、との意見が出

---

13 第 43 回司法制度改革審議会議事録 20 頁

14 第 45 回司法制度改革審議会議事録 19～20 頁、第 51 回同審議会議事録 18 頁

15 陪審制導入を主張していた日弁連は、その対象事件につき、現在の刑事裁判が被告人否認事件もそうでない事件も同じ手続で審理、判決しているため、裁判官の有罪感覚が無罪推定原則が優先すべき否認事件に影響しているという懸念から、いずれは対象事件の範囲拡大を前提として、当面は刑事重罪否認事件とすれば、対象事件数も年間 580 件程度となるので、参加する国民の負担や集中審理に対応する弁護態勢を考えても十分実現できると述べていた（第 30 回司法制度改革審議会議事録 9～10、36 頁）。

16 第 31 回司法制度改革審議会議事録 17 頁、第 45 回司法制度改革審議会議事録 20 頁

17 英米刑事訴訟における罪状認否手続のこと。起訴後裁判所に被告人を出頭させ、公開法廷で（通常起訴状朗読という形で）被疑事実を告げ、被告人の答弁を求める手続。被告人が有罪又は不抗争の答弁をした場合、犯罪事実の審理は行われず刑の決定手続に移行。（田中英夫編集『英米法辞典』（東京大学出版会 1991.5））

18 第 43 回司法制度改革審議会議事録 19 頁

19 第 45 回司法制度改革審議会議事録 20 頁、22 頁～23 頁

され<sup>20</sup>、意見書に盛り込まれることとなった。

#### イ 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会における検討

上記アの意見書を受け、平成 13 年 12 月、内閣に司法制度改革推進本部が設置され、裁判員制度の導入と刑事裁判の充実・迅速化に必要な骨格案の策定のため、裁判員制度・刑事検討会（以下「検討会」という。）を設置した。検討会は平成 14 年 2 月以降議論を重ね、平成 16 年 1 月 29 日に「裁判員制度の概要について（骨格案）」と題する政府原案を公表し、これに基づき、司法制度改革推進本部は立案作業を進め、同年 3 月 2 日に裁判員法案を国会に提出した。

検討会では、対象事件について、「参審制度は軽い事件にこそ合う」という意見も出されたものの<sup>21</sup>、「法定刑の重い重大犯罪とすべき」との上記アの意見書に沿って「法定合議事件（ただし、刑法 77 条及び 78 条の罪を除く。）」とする A 案、「死刑又は無期の懲役、禁錮に当たる罪（ただし、刑法 77 条の罪を除く。）に係る事件」とする B 案、「法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件」とする C 案の 3 案をたたき台として議論が行われた。国民が統治主体となって刑事司法にかかわるという理念からすると、なるべく多くの国民が司法参加できるようにすべきで、A 案以外の案だと事件数が少ない地域に住む国民は一生に一度すら経験できないとして、A 案を推す意見も出された<sup>22</sup>。しかし、法定合議事件の中には、公文書偽造、薬物の営利目的所持等、一般国民が関与する必要性が低い事件も含まれてしまうため、国民負担や新制度の円滑な導入を考慮すれば、当初は比較的狭い案で実施すべきとの意見が多数であった<sup>23</sup>。また、B 案のみだと傷害致死罪や危険運転致死罪が入らず、C 案のみでは殺人未遂罪が入らず、どちらも社会的関心が高い重大事件が除外されてしまうため、最終的には、事件数、国民の負担の大きさ、事件に対する社会的関心・影響の強さ、集中審理に臨む当事者の対応能力等が考慮され、B 案プラス C 案が採用された。

対象事件からの除外については、裁判員等に危害が及ぶような特殊な事件等の除外について検討の余地があるとの上記アの意見書に沿って除外規定を設ける案と、除外を設けない案の両案をたたき台として議論が行われた。審議の過程では、「除外要件の明確化は困難であり、運用次第で無限に対象事件から外されてしまう」、「裁判員の安全は他の保護策、警備で守るべき」との意見も出された<sup>24</sup>。しかし、裁判員に過

---

20 第 45 回司法制度改革審議会議事録 20 頁、第 51 回司法制度改革審議会議事録 6 頁

21 第 14 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 27 頁

22 第 5 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 25 頁、第 24 回同検討会議事録 30 頁。なお、平成 13 年統計で各事件数をみると A 案約 4,600 件、B 案約 2,440 件、C 案約 900 件、B + C 案約 2,800 件となる。

23 第 14 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 22 頁、第 24 回同検討会議事録 30～32 頁

24 第 24 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 32～37 頁四宮、大出委員発言

度の負担を負わせないようにするとともに、裁判の公正さを確保するためにも、一定の事件を除外するのはやむを得ないとする意見が多数を占め<sup>25</sup>、除外要件の更なる検討が加えられた上、最終的に本法のとおり除外規定が設けられた。

また、審理に余りに長期間を要する事件は、国民の負担軽減と刑事手続の真相解明を守る観点から除外すべきとの意見も出されたが<sup>26</sup>、「そのような事由で除外を認めると、国民の関心が最も強い重大事件が容易に除かれかねない」、「被告人が細微な点まで争うことで意図的な裁判員裁判の回避が可能になり、被告人に選択権を認めないとする審意見書の趣旨に反するおそれがある」等の理由から反対する意見が多く、採用されなかった<sup>27</sup>。

なお、審議終盤では、国民の関心が高い罪種の事件の追加及び国民の司法参加の機会の拡大という観点から、一定期間経過後に対象事件を見直してもらいたいという要望や、制度開始後に新たな観点から対象事件を見直すことはあり得るとする意見も出ており<sup>28</sup>、制度設計時から対象事件の見直しの可能性が意識されていたといえる。

#### ウ 国会における審議

裁判員法案の国会審議では、司法に国民が参加する裁判員制度は画期的な意義を持つものとして、その制度趣旨に全会派が賛同の意を示し、国民参加を実のあるものとするための制度の在り方に関する議論が中心となった。対象事件の範囲については、「重大な刑事事件よりも離婚訴訟や子供の養育権といった民事事件などの方が国民にとってより身近で一般常識を反映しやすいのでは」といった意見や、「例えば強姦事件など国民の社会常識を反映させるべき事件は対象外とされており、少なくとも法定合議事件全部を対象とすることを今後の課題とすべき」という意見が若干あったものの、おおむね異論はなかった<sup>29</sup>。また、対象事件からの除外については、国民の過重な負担を取り除くために必要な規定ではあるとしながらも、当該除外規定が「ともすると濫用されるおそれがある」として、ごく例外的な事案に限って適用されるべきとの意見が出された<sup>30</sup>。

法案は、裁判員等の秘密漏示罪の罰則変更、環境整備規定の新設、見直し規定の新設等の法案修正を行った上で、平成 16 年 4 月 23 日に全会一致で衆議院を通過し、同年 5 月 21 日参議院本会議で無所属議員 2 名を除く賛成多数で可決、成立した。

このように、裁判員法は国会でほぼ全会一致で可決し、制度の円滑な実施へ向け、政府及び関係機関において様々な準備が進められた。しかし、制度の運用方針が固ま

---

25 第 24 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 32～37 頁酒巻、高井、池田委員発言等

26 第 16 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 9～10 頁

27 第 16 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 10 頁、池田・前掲(注 2)15 頁

28 第 28 回司法制度改革推進本部裁判員・刑事検討会議事録 44～45 頁

29 第 159 回国会衆議院法務委員会会議録第 10 号 20 頁(平 16.4.6)、同 12 号 10 頁(平 16.4.9)

30 第 159 回国会衆議院法務委員会会議録第 14 号 16 頁(平 16.4.14)

り制度実施が近づくとつれ、参加が義務付けられる国民や被告人・被害者双方の関係者からの負担感・不安が強まり、国会においても、現行法のままでは制度の円滑な実施は困難とする意見が次々に出された<sup>31</sup>。

### 3. 対象事件から除外すべきとされる事件等に関する議論

以下では、裁判員法施行後数か月を経た現在の状況を踏まえ、対象事件に関する複雑困難事件、少年事件及び性犯罪事件の取扱いという観点から、問題点を整理してみたい。

#### (1) 複雑困難な事件

複雑困難な事件は、予想される刑が重い上争点が複雑多岐にわたることが多く、裁判員の拘束時間も長くなる可能性が高い。例えば、和歌山毒物カレー事件やオウム真理教の事件など、過去に公判回数が100回前後に上った事件を裁判員裁判で審理すると仮定した場合、証拠等を厳選しても公判は20回を超すとみられている<sup>32</sup>。検討会でも、その場合の国民の負担を危惧する意見が主張されていたのは前述(2(4)イ)のとおりである。また、これまでの刑事裁判においてはこのような事案が少なくなかったことを理由として、制度の導入自体に反対する意見もある<sup>33</sup>。

この点につき、最高裁は、「約7割の事件は3日以内、約2割の事件は3日～5日以内に終わられる。」としながらも、「残りの1割は5日を超えてある程度の時間かかる。複雑困難な事件が何日程度で終わるかは一概には申し上げられない。」と述べている<sup>34</sup>。このような残り1割の事件を審理する裁判員の現行法上の負担軽減策について、法務省は、「公判前整理手続の活用、できる限りの連日的な開廷、訴訟当事者、法曹三者に課せられた審理を迅速で分かりやすいものとするよう努めるといような制度的手当がこれに当たる。また、同一被告人に対して複数の事件が係属した場合には、部分判決制度<sup>35</sup>という対応の仕方も設けられている。こうした工夫を講じても審理にある程度の期間を要する事

---

31 社会民主党『裁判員制度の実施に対する社民党の見解』(2008.8.7) [http://www5.sdp.or.jp/policy/other/080807\\_law.htm](http://www5.sdp.or.jp/policy/other/080807_law.htm)、日本共産党「裁判員制度の延期求める 市田書記局長の記者会見(要旨)」『赤旗』(2008.8.8)、民主党「裁判員制度実施に向けた環境整備等の検討プロジェクトチーム」『裁判員制度実施に向けた環境整備等に関する意見書』(平 21.4.1) <http://www.dpj.or.jp/news/?num=15621>。また、平成 21 年 4 月 1 日に超党派の裁判員制度を問い直す議員連盟が発足、裁判員制度凍結・見直しに向けた活動が展開された(『朝日新聞』(平 21.4.2、5.22))。

32 『読売新聞』(平 21.5.22)

33 大久保太郎「裁判員制度案批判」『判例時報』1750号(2001.8.11)25～27頁、西田喜一「裁判員制度批判(下)」『判例時報』1905号(2005.11.21)15、17頁

34 第171回国会参議院法務委員会会議録第7号16頁(平 21.4.9)

35 部分判決制度とは、同一被告人に係る複数の事件の弁論を併合した場合に、併合事件の一部につき区分審理決定をし、区分事件ごとに裁判員が選任されて審理、部分判決をした上で、その余の事件及び併合事件全体についての審理・判決をする制度のことで、平成 19 年の裁判員法改正で創設された。



案については、裁判所において、予想される審理期間も踏まえ、個別の裁判員候補者の事情も伺って、辞退事由が認められる場合には適切に認めることにより、そうした期間の審理にも無理なく対応できる方に裁判員をお願いするということになる。」と述べている<sup>36</sup>。

しかし、このような諸施策については、運用次第で刑事裁判の目的である真相の解明、被告人の防御権を軽視することにつながりかねないという批判が出ている。

まず、公判前整理手続については、裁判員制度のモデルケースとして迅速化を目指した一審判決が、控訴審で「審理を尽くしていない」として破棄、差し戻す判決が出され、公判の迅速化を目指して導入された公判前整理手続の問題点を指摘した判決として、大きく報道された<sup>37</sup>。この点につき、最高裁も「刑事裁判での真相解明は審理期間の短縮以上に重要。証拠を減らすことのみ注力してはいけない」としている<sup>38</sup>。「事実関係に争いのある事件や犯罪事実が複雑多岐にわたる事件等については、たとえ審理に10日、20日を要しようとも、被告人の防御権、公正な裁判が保障されなければならない」という意見もあり<sup>39</sup>、複雑困難事件の場合、公判前整理手続によってどこまで裁判員の負担を減らすことができるか、裁判所は難しい運用を強いられている、といえる。

次に、部分判決制度については、「最後の事件の裁判員はそれ以前の事件の審理に参加していないことから、適切な量刑判断がなされるかどうか疑問」<sup>40</sup>、「(平成12年の仙台市北陵クリニック筋弛緩剤事件のように)重大・複雑な事件であるほど、区分審理をすべきか否かの決断は困難であり、あるいは防御の利益をどうしても犠牲にすることになる」などと批判され<sup>41</sup>、同制度の運用は慎重にすべきとの意見が多く出されている。

その上で、長期審理が見込まれる事件については、裁判所が裁判員裁判には不相当であると判断し、裁判員裁判の対象から除外する方途の将来的な検討を提言しているところもある<sup>42</sup>。諸外国のうち韓国ではこのような除外規定を設けており(後述4(5))、一

---

36 第171回国会参議院法務委員会会議録第7号17頁(平21.4.9)

37 『日本経済新聞』(平20.12.10)、『毎日新聞』(平20.12.10、11)等。なお、この後出された上告審判決では、一審地裁が犯行場所の特定に必要なと思われる供述調書の証拠調べ請求を却下したことを問題視し「審理が不十分で訴訟指揮も違法」とした二審高裁判決を、「一次的に一審地裁の合理的裁量に委ねられた証拠の採否について、当事者から主張もないのに審理不尽の違法を認めた点で、刑事訴訟法などの解釈適用を誤った違法がある」として破棄、高裁に差し戻している。(『毎日新聞』(平21.10.17)等)

38 最高裁判所事務総局刑事局「模擬裁判の成果と課題」(平21.1)3頁、『日本経済新聞』(平21.1.20)

39 民主党・前掲『裁判員制度実施に向けた環境整備等に関する意見書』2頁

40 民主党・前掲『裁判員制度実施に向けた環境整備等に関する意見書』3頁

41 新屋達之「裁判員制度導入の意義と現段階での課題」『法学セミナー』52巻6号(2007.6)18~19頁。なお北陵クリニック事件は、准看護師の被告人が筋弛緩剤マスキュラックスを点滴投与した殺害(1名)及び未遂(4名)事件。被告人側はいずれのケースも本人の疾病や治療行為に用いた薬物の副作用の結果と主張し、高度な医学的問題の判断を要する。これらを単一の裁判員裁判体で一括審理すると長期審理が避けられないが、区分審理では薬理作用、病院内での保管状況等一体の事件全体に関わる争点の審理が困難とされる。

42 民主党・前掲『裁判員制度実施に向けた環境整備等に関する意見書』3頁

つの参考になると思われる。

とはいえ、このような審理の除外を認めると「国民の関心が高い重大事件が容易に除かれかねず、制度導入の趣旨に反する」と批判されるのは必須であろう。実際イギリスでは、政府が、審理の長さや複雑さのため陪審員が負担となる場合等に単独裁判官で審理できる規定を新設しようとしたものの、同様の理由で議会に反対され、廃案となっている（後述4（1））。しかし、制度自体の国民の理解・支持が得られていないとされる我が国において、複雑困難事件の審理にどれだけの国民の協力が得られるかは難しいところである。仮に無理なく参加できる裁判員を確保したとしても、後述の諸外国の例にもあるように、広く国民の意見を反映するという本来の制度趣旨に反する状況になったり、裁判員が負担に耐えられず、公判を維持できなくなる事態が生じたりする可能性は否定できない。例えばフランス、イタリアでは、国民の関心の高さや参審員の負担軽減を考慮して、重大事件の中でも更に対象事件数を絞り込む政策をとっている（後述4（2）、（4））。今後の制度見直しの際には、運用状況や裁判員経験者の意見も踏まえた上で、現実には生じる国民の負担を考慮した対象事件の範囲の変更・除外について検討する必要があると思われる。

## （2）少年逆送事件

前述2（3）にあるように、裁判員制度下では、重大事件を犯した16歳以上の少年は原則的に、14歳以上16歳未満の少年は場合によって裁判員裁判の対象事件となり、55条移送の判断、不定期刑の量刑判断も裁判員の判断事項とされる。しかし、その審理手続においては少年の特性に配慮した特別の運用が用意されていないため、主に以下の3つの問題点が指摘されている。

1点目は、少年法の理念の観点からの問題である。少年刑事事件は、少年の健全な育成を期すことを目的とし（少年法1条）、「科学主義」に基づき、懇切を旨とし、かつ事案の真相を明らかにするため、家庭裁判所が取り調べた証拠は努めてこれを取り調べるようにしなければならないとされている（少年法50条、9条、刑事訴訟法規則277条）。しかし、裁判員裁判では、法壇に9人の裁判官・裁判員が登壇して少年を萎縮させるばかりか、連日開廷の審理により、少年の集中力が途切れて裁判を通じた教育効果が減少し、また、口頭主義の徹底により、少年の成育歴など高度なプライバシーにかかわる事実が公開されて少年の社会復帰を阻害しかねない、とする懸念が出されている<sup>43</sup>。

2点目は、1点目とやや重なるが、直接主義・口頭主義の下での社会記録<sup>44</sup>の取扱いの問題である。社会記録は少年自身が知らない家庭の事情等も含まれているため、これまで書面審理が行われてきたが、直接主義・口頭主義の裁判員裁判では、社会記録を公開法廷で朗読することになり、少年のプライバシーを侵害するおそれがある。これについて、最

---

43 川村百合「少年の裁判員裁判の問題点と解決策を考える」『自由と正義』59巻10号(平20.10)91～92頁

44 社会記録とは、家庭裁判所での少年審判に備え、裁判官の命を受けた調査官が少年の成育歴や家庭環境などを調査し、「少年調査票」としてまとめる記録のことである。事件が重大で刑事裁判になった際にも、地裁の裁判官が55条移送の判断をする際の資料として、これまで書面審理がなされてきた。

高裁は「社会記録の取調べ方法は法曹三者で議論し裁判所が判断することであるが、平成20年11月公表の司法研修所における司法研究の骨子で、『裁判員裁判における少年法55条の保護処分相当性に関する立証は、刑事処分以外の措置をとる特段の事情というのが必要になり、この有無について、通常は一般の刑事裁判と同様の証拠で判断し得、社会記録が必要になる場合でも、基本的に少年調査票の調査官意見欄で証拠として足りる。調査官意見について弾劾的な主張、立証を行う当事者は、少年等のプライバシーに配慮した上で、社会記録を含めて開示された記録の中から公判での朗読に適した部分を抜粋し、それを証拠化するべく努めるべき』とされている。社会記録の証拠調べの在り方を含め、裁判員裁判での少年逆送事件の審理の在り方は、この司法研究を踏まえて更に議論を深めていくことが必要」と述べている<sup>45</sup>。しかし、この司法研究の骨子に対しては、一部の家裁調査官や弁護士から「事件背景の解明に不可欠な社会記録が空洞化し、少年法の理念をないがしろにするもの」との批判が出ており<sup>46</sup>、日弁連も「証拠の厳選という名のもとに、少年の育成歴などの証拠が制限されてはならない」として、社会記録について弁護人が証拠請求した場合は制限しないよう求める意見書を提出している<sup>47</sup>。

3点目は、55条移送や不定期刑<sup>48</sup>などの判断に必要な基礎的知見の問題である。これは、55条移送や不定期刑の判断の際は、「科学主義」の規定に基づき少年の保護処分相当性、要保護性に関する諸事情を社会記録の取調べ等の結果を踏まえてきめ細かく判断しなければならないが、それは複雑かつ技術的要素を伴い、刑事裁判に初めて関与し、少年事件や保護処分が何かを知らない裁判員には相当な負担を強いることになる、という指摘である<sup>49</sup>。とはいえ、前述の司法研究の骨子のように、裁判員の負担を軽減するために社会記録の簡略化や保護処分相当性の判断要素が制限されるようなことがあれば、判断に必要な情報が裁判員に伝わらない可能性が生じ、誤判や粗雑な審理につながりかねない。

このような問題点を踏まえ、一部の法曹関係者からは、18歳未満の少年刑事事件については対象事件から除外すべきとの意見や、ドイツやイタリアにあるような専門参審員制（後述4（3）、（4）参照）を導入すべきとの意見も出ている<sup>50</sup>。

一方で、少年事件の事実認定こそ市民の意見を反映させるべきとの考え方もある<sup>51</sup>。ま

---

45 第171回国会参議院法務委員会会議録第3号8頁(平21.3.17)

46 『東京新聞』(平21.5.15)

47 日本弁護士連合会「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」(2008.12.19)

48 不定期刑(少年法52条)は、可塑性に富む少年について行刑の教育的機能が短期的に成果を挙げ得るとい  
う点に着目して、責任刑の経過以前に刑の終了の途を開いたもの。刑の範囲内で長期と短期を定めるが、  
想定される少年の責任刑を長期と短期のどちらに合わせるかなどで学説が分かれる(八木・後掲67頁)。

49 八木庄一「少年の刑事処分に関する立法的覚書 - 裁判員裁判に備えて - 」『判例タイムズ』1191号  
(2005.12.15)67頁、佐藤博史ほか「重大少年事件と裁判員制度」『現代刑事法』7巻1号(2005.1)91頁

50 八木・前掲70頁、佐藤・前掲89、91～92頁

51 日弁連は「少年司法改革に関する意見書」(1998.7)で「少年審判手続への市民参加」の検討を、「陪審制  
度の実現に向けての提言」(2000.3.17)で「少年審判事件への参審制の導入」を提言している。

た、統計上年間 3,000 件と予想される裁判員裁判の中で、少年逆送事件は高々70 件程度にしかないので、個別の対応で足りるという見方もある<sup>52</sup>。最高裁は、「特に少年のプライバシーにも配慮しつつ裁判員に分かりやすい審理が行われると、これが重要であり、裁判所としても、裁判員裁判における少年事件の審理の在り方について検察庁や弁護士会と連携して検討していくということが重要」としており<sup>53</sup>、まずは、個別の事件の事情に応じ、運用上の工夫で少年法の理念に沿うような工夫を弾力的に行いながら実績を重ねつつ、「少年法の理念を貫徹しつつ裁判員制度の理念にも反しない」少年逆送事件の在り方について<sup>54</sup>、法曹三者が連携して更に議論を深めていく必要がある。なお、フランスの少年重罪院は、一般市民参加型の参審制であるが、少年の保護のために裁判長の裁量で審理非公開とする等、特別な運用をしており、参考になるとと思われる（後述 4（2））。

### （3）性犯罪事件

裁判員制度では、強姦致死傷、強制わいせつ致死傷等の性犯罪事件も対象事件となるが、これらの事件は、平成 20 年統計で対象事件全体の約 2 割を占める<sup>55</sup>。性犯罪被害者は、刑事手続においてその精神的負担やプライバシーに特に配慮が必要とされるが、裁判員選任手続では、事件との関係の有無等を候補者に確認する際に被害者の情報を明らかにする場面が生じ、守秘義務が課されない非選任候補者から個人情報が出て、二次被害が出るおそれが指摘されている。また、公判においても、6 人の一般市民に被害を知られる負担や公開法廷でいわれなき「落ち度」を追求される不安が懸念されており、このままでは裁判員裁判を避けようとする被害の申告をあきらめる者も出てくるとして、被害者やその支援者からは、性犯罪事件を対象事件から除外してほしいという要望が強く出されている<sup>56</sup>。

政府は、対象事件からの除外について、立案過程では大きな論点にはならなかったとした上で、裁判員選任手続の際の保護策として、「裁判所で裁判員候補者全員に事件概要を説明する際には、被害者情報の提供を必要最小限にとどめ、個別質問の際に候補者側から思い当たる特定事項を言ってもらい、候補者と被害者との人的関係の有無を確認するといった方法や、裁判員候補者名簿の事前開示を受けた検察官において、被害者と候補者の関係の有無を判断するために被害者に候補者の名前を伝えるといった方法を取ることが考えられている」とし、また公判手続においては、「被害者が特定されることのないよう、公判過程において被害者の氏名等を公開法廷で明らかにしないことを裁判所が決定でき、被害者の証人尋問も、家族など親しい方の付添い、被告人や傍聴人の間についでを置く、被害者が別室にいてモニター越しに証言するビデオリンク方式を採る、ということができ

---

52 村山裕「少年逆送事件の問題」『法律時報』81 巻 1 号(2009.1)36 頁

53 第 170 回国会参議院法務委員会会議録 2 号 19 頁(平 20.11.13)

54 日弁連・前掲「裁判員制度の下での少年逆送事件の審理のあり方に関する意見書」1 頁

55 第 171 回国会参議院行政監視委員会会議録第 4 号 10 頁(平 21.6.24)

56 『東京新聞』(平 21.6.30)、小林美佳『朝日新聞』(平 21.9.6)、番敦子『毎日新聞』(平 21.10.10)

るようになっている。」としている<sup>57</sup>。このほか、最高検察庁は本年8月に「性犯罪に係る被害者のプライバシーに配慮するため、裁判員候補者に対する理由を示さない不選任請求権を積極的に行使する」こと等を内容とする指針を出している<sup>58</sup>。

9月に青森地裁で開かれた全国初の性犯罪事件による裁判員裁判では、このような裁判所や検察側の検討策を踏まえた選任手続及び審理がなされ、関係者からは一定の評価がなされた<sup>59</sup>。もっとも、選任手続は非公開のため、実際にプライバシーが守られたかを検証するのは難しいとする意見もある。また、青森地裁の公判において犯行状況の立証が詳細にわたったことで、口頭主義の裁判員裁判における被害者の精神的負担が改めて懸念され、依然として対象事件からの除外を求める声は消えていない<sup>60</sup>。

他方で、前述の青森地裁では、求刑どおりの懲役15年と、被害者の気持ちを最大限酌み取ったともいえる重い判決が出された。一般的な性被害への無理解から、苦しい現実を裁判員に知ってもらいたいとの被害者の意見や、被害者自身に裁判員裁判か職業裁判官のみによる裁判かを選択できる制度にするべきとの意見もあり<sup>61</sup>、性犯罪を一律に対象外とすることについては議論が分かれる。

これに関連し、韓国の国民参与裁判制度では、性犯罪関係の事件に対し、国民参与裁判によることが相当でないと裁判所が判断して排除決定された事例が少なくないという（後述4(5)）。欧米に比べて道徳観・倫理観が日本に似ている国の例だけに、参考になりそうである。被害者の裁判員制度への不安を払拭するためにも、プライバシー保護に最大限配慮しながら市民感覚をいかすためのより良い手法について、今後の運用状況を見ながら更に議論を重ねる必要があるといえる。

#### 4. 諸外国の状況

国民の司法参加制度には、大きく分けて、有罪・無罪の決定を陪審員のみで行う陪審制と、参審員が裁判官と共に裁判を行う参審制という2つの類型がある。諸外国では、これらの類型を変形させて民事又は刑事裁判に採用するなど、各国の実情に合わせて運用している。そのため、日本の裁判員制度と一概に比較できない面もあるが、次頁で、刑事訴訟手続の対象事件に関して主要国制度の異同をまとめる（図表3）<sup>62</sup>。

---

57 第171回国会参議院内閣委員会会議録11号(平21.6.30)21~22頁

58 『毎日新聞』(平21.8.26)

59 四宮啓、望月晶子『毎日新聞』(平21.9.2)、『産経新聞』(平21.9.5)

60 『東京新聞』(平21.9.5、9.6)、『読売新聞』(平21.9.10)

61 『朝日新聞』(平21.9.1)、守屋典子『朝日新聞』(平21.10.1)

62 図表3は・・前掲56頁、捧剛「イギリスにおける陪審制批判の系譜」堀部政男ほか『刑事司法への市民参加』(現代人文社2004.5)169頁、最高裁判所事務総局「陪審・参審制度」(フランス編)(平12.12)354頁、同(ドイツ編)(平12.12)101頁、同(イタリア編)(平16.3)18頁、今井輝幸「(続)韓国における国民参与裁判の現状」『刑事法ジャーナル』16号(2009.5)69~70頁、Judicial Business of the United States Courts, 2008 Annual Report of the Director Table C-7, D-1を基に作成。

また、欧州では、陪審や参審の人数確保といった制度運営上の困難等により、陪審・参審制度が縮小傾向にあるとされる<sup>63</sup>。そこで、上記3の議論に関連する点も踏まえながら、いくつかの国の状況を見ていくこととする。

図表3 対象事件における裁判員制度と諸外国の国民の司法参加制度との比較

	裁判員制度	陪審制度		参審制度			国民参与裁判制度
	日本	米(連邦)	英	仏	独	伊	韓
概要	裁判員が裁判官と共に有罪・無罪、量刑を決定	陪審員のみで有罪・無罪を決定		参審員が裁判官と共に有罪・無罪、量刑を決定			陪審員は有罪・無罪の評議)、評決の後、裁判官と共に量刑を討議して意見表明(陪審員の評決は勧告的効力のみ)
対象事件	法定刑の重い重大犯罪	一定の軽い犯罪を除き、被告人が無罪を主張するすべての事件	一定の軽い犯罪を除き、被告人が無罪を主張するすべての事件	一定の重大犯罪	軽微犯罪を除き、原則すべての事件	一定の重大犯罪	一定の重大犯罪
その除外	裁判員等の生命、身体、財産に危害が加えられるおそれがある場合等	特になし	重大な詐欺事件、陪審員への不当な圧力がある場合、一定条件の下でのDV訴追事件	麻薬犯罪、テロ犯罪	特になし	特になし	陪審員等の生命、身体、財産侵害のおそれがある場合、共犯者の被告人の一部が国民参与裁判を希望しない場合、その他国民参与裁判を進行するのが相当でないと認められる場合
被告人の選択	不可	陪審裁判を受ける権利の放棄は可	正式起訴犯罪(一定の重い犯罪)以外の事件で可	不可	不可	不可	国民参与裁判を選択する意思の表明が可。(原則は裁判官による審理)
対象事件数	2,324件(地裁一審全刑事事件の2.5%)(2008年ベース)	3,150件(連邦地裁全刑事事件の約4.4%)(2008年)	約28,690件(一審全刑事事件の約1.5%)(2001年)	2,756件(一審全刑事事件の0.23%)(1996年)	78,340件(少年参審除く)(一審全刑事事件の約13%)(1993年)	461件(一審全刑事事件の0.13%)(2001年7月~2002年6月)	4,451件(うち国民参与裁判実施件数60件)(2008年)

63 『読売新聞』(平 21.5.22)

## (1) イギリス

イギリスには、刑事第一審裁判所として、陪審裁判が行われる刑事法院 (Crown Court) と裁判官だけで審理する治安判事裁判所 (Magistrates' Court) があり、罪の種類を正式起訴犯罪 (殺人、強盗、強姦など)、略式起訴犯罪 (多くの交通事件、脅迫など)、選択的審理方式犯罪 (窃盗、贓物罪、詐欺など) の3つに分けた上で、を刑事法院、を治安判事裁判所で審理する。は、治安判事が訴追側及び被告人側の見解を聴取した後、刑事法院と治安判事裁判所のどちらで審理すべきかを決定するが、治安判事裁判所で審理することを決定する場合は、被告人の同意を得なければならない。

イギリス政府は、陪審裁判による国民の負担や費用増大等を減じるため、治安判事裁判所の管轄を拡張する政策をとっている。しかも、大部分の被告人が有罪答弁を行うので、陪審員が出廷するのは裁判官による量刑判断のためだけというのが実情である<sup>64</sup>。

イギリスの陪審制度は数百年に及ぶ歴史と伝統があり、伝統的に市民の司法参加に対する意識が高いとされるが、日本のように日当が支払われず、経済的損失が生じた場合にのみ損失分だけが保障される仕組みになっているため、陪審員の確保は簡単ではないとされる。審理の長期化が予想される裁判では更に確保が困難で、半年以上かかる事件では、100人以上の候補者を呼び出しても定員の12名に達しないこともあり、結果的には、陪審員が主婦や無職、退職者などに偏る傾向が出ている。また、陪審員が負担に耐えられずに公判が打ち切れ、裁判を1からやり直すケースも少なくないとされる<sup>65</sup>。

これに関連し、政府は、2002年に刑事裁判の効率化等を目的とする「刑事司法法案」を起草し、その第7章に、刑事法院で審理される正式起訴犯罪であっても陪審審理を除外できる例外事由を盛り込んだ。具体的には、被告人が裁判官による審理を求めた場合、審理の長さや複雑さのために審理に当たることが陪審員にとって負担となること、又は陪審員の日常生活に過度の負担を強いるであろうことを理由として、訴追側が陪審なしの審理を求めた場合、陪審が買収若しくは脅迫されている現実かつ現在の危険が存する、又は現に買収若しくは脅迫されたことを理由として陪審が解任された場合である。しかし、この法案は議会で大論争となり、数多くの修正案が提出された<sup>66</sup>。結局、法案は2003年11月に国王の裁可を受け、2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003[c.44]) として成立したが、陪審審理の除外規定は、重大又は複雑な詐欺事件について、審理に掛かる期間や複雑性から陪審審理の負担が大きいと判断された場合、陪審に対する干渉 (買収、脅迫) が疑われる事件で現実的かつ差し迫った干渉の危険を示す証拠があり、警察による保護をもってしても干渉が行われる十分な可

---

64 捧・前掲 151、169 頁。これによると、2001 年度に治安判事裁判所へ係属された被告人の数は約 185 万人。刑事法院に送致された約 7 万 5,500 人の約 62% の者が有罪答弁をしているので、陪審による審理が行われたのは刑事事件全体の約 1.5% ということになる。

65 読売新聞社会部裁判員制度取材班『これ一冊で裁判員制度がわかる』(中央公論新社 2008.4)192~193 頁、最高裁判所事務局「陪審・参審制度」(英国編)(平 11.3)369~370 頁。

66 捧・前掲 165~166 頁。

能性があり、かつ陪審なしの審理が正義にかなう場合と、当初の案よりかなり限定されたものとなった<sup>67</sup>。

このほか、2004年改正のドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法（Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004(c.28)）17～20条で、DV事件で訴追された被告人について、訴因が多くそのすべてを陪審で審理するのが実際的でない場合等に、一部の訴因を裁判官のみで審理することを認める規定が設けられている<sup>68</sup>。

## （２）フランス

フランス刑法では、犯罪は重罪（無期懲役・禁錮、10年～30年の有期懲役・禁錮）、軽罪（10年以下の拘禁刑・罰金）、違警罪（約30万円以下の罰金等）の3つのカテゴリーに分類されており、重罪事件を管轄する重罪院と少年重罪院において参審裁判が行われている。

フランスでは、現実に参審員の関与が可能か（参審員の能力、効率性）という観点から参審裁判の対象事件が絞り込まれ、参審裁判に支障が生じないようにしている。具体的には、「法律上の軽罪化」（立法による重罪から軽罪への変更）や、「裁判上の軽罪化」（予審段階において事件の内容等により犯罪のランクを1つ下げて重罪を軽罪事件扱いにし、裁判官だけで審理する軽罪裁判所に起訴すること）が行われており、実際に重罪事件として審理される事件の割合は、1996年当時で全刑事裁判中約0.2%とごくわずかである。また、重罪事件のうち参審員による判断が不都合と考えられている犯罪（スパイ犯罪、公安に関する罪、テロ行為、麻薬取引犯罪）は特別重罪院の管轄とし、参審員裁判の対象から除外している<sup>69</sup>。

少年重罪院は、重罪を犯した犯行当時16、17歳の少年を審理する（16歳未満は少年裁判所）。少年の保護のために、重罪院における手続とは、（ア）審理の非公開、（イ）必要的設問、（ウ）制裁という点で大きく異なっている。

（ア）は、少年被告人の親権者・後見人、少年保護施設の代表者、教育保護技官等のみが立ち会うことができ、裁判長は、その裁量により、少年被告人を退廷させて審理の一部又は全部を行うことができる、というものである。裁判の報道も禁止され、例外的に匿名を条件として判決のみ報道できることとしている。（イ）は、少年重罪院が、少年の保護のため必ず2つの質問（少年被告人に対して刑事罰を科することが相当か、

---

67 CriminalJusticeAct2003,s43,s44 [http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2003/ukpga\\_20030044\\_en\\_7#pt7](http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2003/ukpga_20030044_en_7#pt7)。

なお、の重大詐欺事件の陪審員除外規定(s44)については、議会各院の肯定的決議が必要という厳しい要件が課されていたため、政府は、2006年11月に、その要件を廃止するための詐欺（陪審員抜き裁判）法案（Fraud(Trials without a Jury)Bill)を提出している。（岡久慶「【イギリス】[短信]詐欺裁判を陪審員抜きで審理する法案」『外国の立法』2007.8）

68 中川かおり、岡久慶「2004年ドメスティック・バイオレンス、犯罪及び被害者法」『外国の立法』235号（2008.3.10）12～13頁

69 最高裁・前掲「陪審・参審制度」（フランス編）25～27、353、447～448、453頁

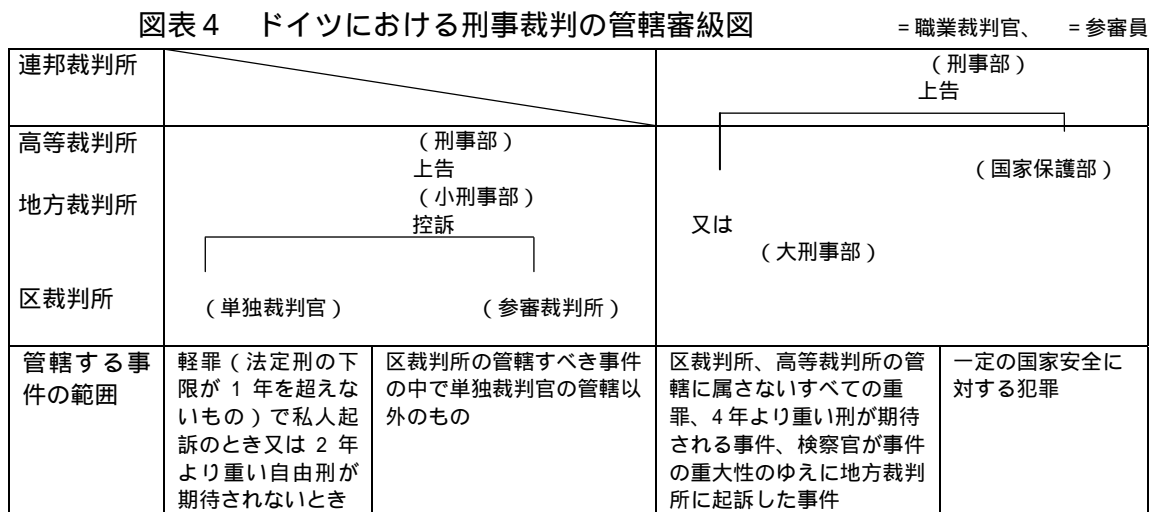


少年被告人に対し、未成年減輕を否定する必要があるか)に答えなければならず、これをしなかった場合は判決が無効となる、というものである。(ウ)は、少年被告人が有罪である場合、少年重罪院は、5年を超えない範囲で保護処分が付することも少年保護施設や医療少年院に収容する旨の決定をすることも可能とする、というものである。ただし、少年であることによる宥恕(ゆうじょ)が認められない場合は、成人と同じ刑に処することが可能である。少年であることによる宥恕が認められる場合、無期懲役刑は10年から20年の刑、有期懲役刑の場合は半分とされる<sup>70</sup>。

### (3) ドイツ

ドイツは州から成る連邦国家であり、州と連邦双方に通常裁判所がある(図表4)。

図表4 ドイツにおける刑事裁判の管轄審級図



(出所) 最高裁判所事務総局「陪審・参審制度」(ドイツ編)9頁『図1 管轄進級図』を基に作成

ドイツの参審制は、諸外国に比べて対象事件の範囲が広く、事件数だけ見ればアメリカをしのぐ世界最大の「国民参加大国」といえる<sup>71</sup>。しかし、ドイツにおいても、戦前から重大事件の参審員が6人制であったのが1974年以降すべての事件で2人制にされ、1993年からは、東西ドイツの統一に伴い増加した司法の負担を軽減するため、対象事件の範囲が狭められるなど、参審員の役割を小さくする法改正が行われている<sup>72</sup>。また、参審員の職務はかなりの負担を伴うため、一般国民の意識としては、自らがその職務を引き受けることに消極的な考え方も少なくないようである。実際、審理に長期間を要する大規模事件では、免除の申立の結果、参審員の構成が年金生活者や主婦、無職者に偏ったり、担当した参審員がその義務を免れるため、意図的に弁護士やマスコミ等に対し

70 最高裁・前掲「陪審・参審制度」(フランス編)33～35頁

71 読売新聞社会部・前掲197頁

72 読売新聞社会部・前掲198頁、最高裁・前掲「陪審・参審制度」(ドイツ編)24～27頁

予断を印象づけるような発言をし、忌避申立てがされるといった事例が起きている<sup>73</sup>。

他方、ドイツでは少年刑事事件においても参審制を採っているが、その評価は高い。少年参審員は少年の保護・福祉に関わる団体等の推薦により選定されるため、基本的に少年教育に関心があり、少年参審員としての職務に意欲がある者が選定されていることが一因と考えられる<sup>74</sup>。

#### (4) イタリア

イタリアにおいて成人に対する刑事裁判の第一審を管轄しているのは、地方裁判所、重罪院、治安判事であり、そのうち、重罪院で参審制が採用されている。その他、少年の刑事裁判を管轄する少年裁判所で、専門参審制が採用されている。

重罪院の管轄事件は、(ア)無期懲役又は長期24年以上の懲役刑に当たる犯罪(殺人、大量殺人等)、(イ)長期10年以上の懲役刑で国家の存亡等にかかわる犯罪、(ウ)奴隷に関する犯罪、(エ)一定の1人又は複数の者が死亡した事件に係る故意の犯罪を管轄する。現実に審理されている事件の約8~9割は殺人既遂罪で、その他1~2割は、大量殺人罪(マフィアやテロ事件等に適用)、傷害致死罪、奴隷的取扱い罪等である。

イタリアでは、この20~30年間は専ら対象事件を限定する方向で改正を重ねており、1975年に薬物関連犯罪が、1989年に殺人未遂罪が、1999年に加重強盗罪及び加重恐喝罪がそれぞれ法改正で対象から除外され、重罪院に係属する事件は、刑事第一審の全事件の中でもわずか0.13%に過ぎない(2001年7月~2002年6月統計)。対象事件の限定を重ねている理由として、(ア)参審制度が諸々の理由で法曹三者、国民にとって大きな負担である、(イ)事件数が増加している、(ウ)1989年の刑訴法改正で職権主義から当事者主義へ移行したことに伴い、公判期日の日数や続的処理の負担が増した、(エ)一部のテロ事件に関し、参審員の選定困難を理由に地裁に管轄が移された、ということが挙げられている<sup>75</sup>。しかし、重罪院の対象事件が非常に限定されたことで、現に参審員を経験する人の数が少なくなり、またテロやマフィア型の長期審理事件が増えるにつれて、次第に参審制度に対する一般国民の関心が希薄化し、制度の存在自体認知されなくなってきた、との問題も指摘されている<sup>76</sup>。

イタリアの少年事件は、少年の特性にかんがみて、少年裁判所が専属的にその事件処理を行っている(未成年時に犯された罪については、その罪の軽重を問わずすべて少年

---

73 読売新聞社会部・前掲199頁、最高裁・前掲「陪審・参審制度」(ドイツ編)87~88頁

74 最高裁・前掲「陪審・参審制度」(ドイツ編)69~71頁

75 最高裁・前掲「陪審・参審制度」(イタリア)30~37頁。これによると、(エ)は、極左テロ組織「赤い旅団」の首相殺害事件を契機として、1978年に「テロ対策法」が施行され、刑法289条の2(テロ行為又は秩序破壊の目的による監禁罪)が新設されたことに関し、参審員候補者が就任を拒絶するなどして参審の構成が困難になることが予想されたため、テロ対策法10条で上記の罪を重罪院の管轄から除外した、というもの。しかし、それ以外にテロ事件やマフィア関連犯罪が重罪院の管轄から除外された形跡はない。

76 最高裁・前掲「陪審・参審制度」(イタリア編)180頁

裁判所の管轄)。ここでは、裁判官2人と心理学、生物学、精神医学、教育学、犯罪人類学の専門家2人を参審員とする専門参審により事件が処理されている<sup>77</sup>。

#### (5) 韓国

韓国では、従来の刑事裁判に対する国民の不信感の高まりを背景に、刑事裁判への市民参加待望論が強まり、2007年6月、市民が評議して有罪・無罪を決める陪審制と、裁判官と市民が協働する参審制を組み合わせた「国民参与裁判」を5年間試験実施し、その後再検討して最終的な制度を決定させるという「国民の刑事裁判参与に関する法律（以下「参与法」という。）」が制定され、2008年1月から試験実施が開始されている。

対象事件は、刑法犯において人の死亡の結果が発生した場合（故意の犯罪行為によるものに限られていない。）、強盗強姦、強盗致傷、強姦致傷、特定犯罪加重処罰等に関する法律などに規定された一定の犯罪（収賄、略取誘拐等）、地方法院規則で定める事件（不正食品製造、不正薬品製造等）、前述した罪の未遂罪、教唆罪、幫助罪、予備・陰謀罪などで、裁判員裁判のそれよりも広範多岐にわたっている。ただし、参与法は、対象事件について、何人も国民参与裁判を受ける権利を有すると規定し、裁判所は、被告人が国民参与裁判による審理を希望するか否かを書面等で確認しなければならない。また、被告人が国民参与裁判を希望する意思を表明した場合でも、撤回可能期間内であればその意思を撤回できる<sup>78</sup>。

なお、後述のように、現在国民参与裁判の実施件数があまりにも少ないため、大法院は、2009年6月に対象事件を拡大する規則改正を行っている<sup>79</sup>。

参与法は、国民参与裁判の対象事件からの除外として、裁判所による「排除決定」の規定を設けている。排除事由は、（ア）陪審員、予備陪審員、陪審員候補者又はそれらの者の親族の生命、身体、財産が侵害されるおそれがあると認められる場合等、（イ）共犯関係にある被告人の一部が国民参与裁判を希望せず、同裁判の進行が困難であると認められる場合、（ウ）その他国民参与裁判を進行するのが相当でないと認められる場合である。なお、被告人の病気等で公判手続が長期間停止されるなどの一定の場合に、裁判所は、国民参与裁判を通常の裁判手続に回付する旨の決定をすることができる<sup>80</sup>。

2008年に国民参与裁判の申出がされ、年内に既済となった209件中、国民参与裁判が実施されたのは60件、排除決定60件、通常手続回付決定0件、申出撤回89件で、排除決定が相当多くなされている<sup>81</sup>。具体的内容を見ると、2008年6月、被害者が未成年である強姦致傷被告事件で、遮へい、ビデオリンク等の被害者保護措置があること

---

77 最高裁・前掲「陪審・参審制度」（イタリア編）7頁

78 今井輝幸「韓国における国民参与裁判の現状」『刑事法ジャーナル』15号（2009.3）67～68頁

79 白石京「『わかりやすい法令』と『量刑基準』 - 裁判員制度の条件整備」『外国の立法』240-1号（2009.7）16頁

80 今井・前掲『刑事法ジャーナル』15号68頁

81 今井・前掲『刑事法ジャーナル』16号70頁

を十分に説明した上、被害者に証人として出廷するよう検察官が再三説得したものの、協力が得られなかったため、国民参与裁判によることが相当でないとの理由で排除決定がなされた光州地方法院の例など、性犯罪に関する排除決定がされた事例は少なくない。また、2008年4月、予定証人数18名の強盗殺人被告事件（否認事件）について、国民参与裁判によることが相当でないとの理由で釜山地方法院がした排除決定を始め、事件の複雑・困難を実質的理由として排除決定がなされることも多い<sup>82</sup>。

このように、排除事由について抽象的に定める参与法9条1項3号（その他国民参与裁判を進行するのが相当でないと認められる場合）の規定が適用される事例が多く見られるが、この具体例について、大法院は、事件の内容が複雑、困難である場合、事件が広く報道され、公正な判断をする陪審員を選任するのが難しい場合、証人が多いなど1週間以上の長期間、審理が必要な場合、重要証人について、所在不明等の理由により出頭確保が困難な場合や外国に滞在中であるなどいつ証人尋問が実施可能か正確に分からない場合、結果が残酷であるなど陪審員の心理的負担が重い場合を挙げている<sup>83</sup>。この点に関し、複雑困難事件ほど国民参与裁判を実施する意義があるのではという意見や、参与法上認められた被告人の国民参与裁判選択権の保障のためには、事件の複雑・困難を実質的理由として排除決定の判断をする場合はやや厳格に行う必要があるのでは、との指摘もある<sup>84</sup>。

## 5. おわりに

裁判員裁判になじまないとしてその対象から除外すべきと主張されている事件は、以上に挙げたもののほかにも、死刑に当たる罪に係る事件や覚せい剤取締法違反事件などがある<sup>85</sup>。対象事件の範囲についても、前述の審議会・検討会でも主張されていた軽微な刑事事件の他に、選挙違反事件、贈収賄事件などの方がふさわしいとの意見もあり、対象事件に関する検討課題は少なくない。

しかし、対象事件の範囲を狭める変更や除外事由の拡大は、国民の司法参加を狭めることにつながり、裁判員制度の理念を阻害しかねないため、まずは運用上の工夫で課題の克服に最善を尽くすことが大前提であることは言うまでもない。それでもなお、前述に示されたような懸念が現実のものとなれば、制度を円滑に運用するためにも、対象事件に関する法改正を見据えた検討は避けられないだろう。

一方で、現時点ではマスコミが裁判員裁判を大きく報道し、裁判員経験者も充実感や達成感を積極的に発信しているため、裁判員制度に対する国民の関心は大いに高まっている。この機をとらえて、政府及び最高裁は、従前から「分かりにくい」と批判されていた制度の理念や意義を含めた情報発信を引き続き行い、裁判員制度に対する国民の理解・支持の

---

82 今井・前掲『刑事法ジャーナル』15号79頁、今井・前掲『刑事法ジャーナル』16号70頁

83 今井・前掲『刑事法ジャーナル』15号79頁

84 今井・前掲『刑事法ジャーナル』16号70～71頁

85 笹田栄司「憲法から見た裁判員制度」『世界』（2008.6）114頁、『朝日新聞』（平21.9.29）

拡大に努めるべきである。

また、裁判員制度の検討の際も、専門家のレベルにとどまらず国民の幅広い意見を取り入れた透明性の高い議論が行われることを求めたい。現在、最高裁は「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」（平成21年1月15日初会合）を、法務省は「裁判員制度に関する検討会」（平成21年9月9日初会合）をそれぞれ立ち上げているが、各検討会では、最高裁が聴取した裁判員経験者のアンケートの活用等裁判員経験者の声も参考に議論を進めるとしている<sup>86</sup>。しかし、裁判員経験者は守秘義務の範囲内でしか意見、感想を述べられないため不十分であるとして、検討目的に限って守秘義務を解除すべきといった守秘義務見直しに関する意見は多い<sup>87</sup>。我が国の裁判員制度を着実に社会に根付かせるためには、参加する国民の理解、支持が得られるような運用や制度へ柔軟に対応することも必要と思われる。そのような観点から、最高裁及び法務省の今後の検討状況を注視していきたい。

---

86 『日本経済新聞』（平21.1.16）、『朝日新聞』（平21.9.10）

87 堀田秀吾『朝日新聞』（平21.2.14）、四宮啓『毎日新聞』（夕刊）（平21.3.10）、牧野茂『読売新聞』（平21.10.8）